

3 板都都第 3 3 2 号

東京都板橋区景観審議会

東京都板橋区景観条例第 9 条第 1 項に基づき、下記事項について、諮問する。

令和 4 年 2 月 2 1 日

東京都板橋区長

坂 本 健
(公 印 省 略)

記

板橋区景観計画の変更について

理由 板橋宿不動通り地区の景観形成重点地区指定及び届出対象規模の変更に伴い、景観計画を一部変更するにあたり、意見を伺うものである。